

D 1 - 1 8

5 年 保 存 (常)
(令和12年12月31日まで)

F N . D 1 - 2 - 4
鹿 交 企 第 3 0 2 8 号
令 和 7 年 6 月 2 3 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 企画指導係 TEL []

安全運転管理者による運転者に対する点呼等の実施及び酒気帯び確認等について（通達）

安全運転管理者による安全運転管理業務のうち、「アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認」については、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴うアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等について（通達）」（令和5年9月1日付け鹿交企第364号ほか。以下「旧通達」という。）により、実施方法等に関する留意事項を示していたところ、今般、「安全運転管理者による運転者に対する点呼等の実施及び酒気帯び確認等について（通達）」（令和6年12月27日付け警察庁丁交企発第352号ほか）において、「点呼等による安全運転の指示」についても実施方法等に関する留意事項が示されたことから、を変更するとともに、新たに示された事項を追加するなど、下記のとおり所要の改正をしたので、制度の適正な運用に努められたい。

なお、本通達は令和7年6月23日から施行し、旧通達については令和7年6月22日をもって廃止する。

記

第1 総則

1 関係規程

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）
- (2) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- (3) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）
- (4) 鹿児島県道路交通法施行規則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号。以下「規則」という。）
- (5) 国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件（令和3年国家公安委員会告示第63号。以下「告示」という。）

2 趣旨

安全運転管理者による安全運転管理業務のうち、「点呼等による安全運転の指示」及び「酒気帯び確認」について、実施方法等に関する留意事項を示すもの。

3 定義

(1) 安全運転管理者

法74条の3第1項に規定する安全運転管理者をいう。

(2) 副安全運転管理者

法74条の3第4項に規定する副安全運転管理者をいう。

(3) 補助者

安全運転管理者が、あらかじめ指定する副安全運転管理者、点呼による確認の業務を委託した事業者その他安全運転管理者の業務を補助する者をいう。

(4) 点呼等による安全運転の指示

府令第9条の10第5号に規定する点呼等による安全運転の指示をいう。

(5) 自動車の点検

運転しようとする自動車の運行前に行ういわゆる「日常点検」をいう。

(6) 酒気帯び確認

府令第9条の10第6号及び同第7号に規定する酒気帯び確認をいう。

(7) 目視等で確認

運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。

第2 点呼等の実施についての留意事項（府令第9条の10第5号関係）

1 点呼による確認を行う事項

(1) 自動車点検の有無

自動車の点検は、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）第4章第3節の1に規定された日常点検に係る点検箇所、点検項目等を参考とし、その有無を確認すること。

(2) 正常運転をできないおそれの有無

正常運転をできないおそれの有無は、運転者の顔の表情、全身の様子、言動等から、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により確認すること。

2 点呼等の実施の方法

点呼等の実施の方法は、原則、対面で行うものとする。ただし、直行直帰の場合その他対面で確認することが困難な場合には、次に掲げる対面による確認と同視できるような方法で実施すること。

(1) カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者から自動車点検の結果について報告を受け、また、運転者の顔の表情、全身の様子、応答の声の調子等から正常運転をできないおそれの有無を確認するとともに、運転者に対して必要な指示を行う方法

(2) 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者から自動車点検の結果について報告を受け、また、運転者の応答の声の調子等から正常運転をできないおそれの有無を確認するとともに、運転者に対して必要な指示を行う方法

3 他の自動車の使用の本拠における点呼等の実施

同一の自動車の使用者が、他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」という。）において運転者が運転を開始する場合には、次に掲げる事項の

全てが行われたときは、点呼等の実施を行ったものとして取り扱うものとする。

- (1) 他の事業所の安全運転管理者が点呼による確認を行い、その結果について、自ら、運転者が所属する事業所の安全運転管理者に対し、報告し、又は、自身の立会いの下、運転者をして、電話その他の直接対話できる方法により、報告をさせること。
- (2) 点呼による確認の結果について報告を受けた運転者が所属する事業所の安全運転管理者は、運転者に正常運転をできないおそれがあること等を確認した場合には、当該安全運転管理者自ら又は当該他の事業所の安全運転管理者を介して、運転者に対して運転中止等の指示を行うこと。
- (3) (2)の場合を除き、他の事業所の安全運転管理者が、運転者に対して必要な指示を行うこと。

4 安全運転管理者以外の者が行う点呼による確認

点呼による確認は、原則、安全運転管理者が行うものとする。ただし、安全運転管理者が不在である場合、他の業務により点呼を行う時間を十分に確保できない場合など、安全運転管理者が点呼による確認を適切に行うことができないおそれがある場合には、補助者に行わせても差し支えない。この場合において、安全運転管理者は、あらかじめ補助者に対し、次に掲げる事項について指導・教育を行い、補助者が点呼による確認を行う場合であっても、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられるようにしなければならない。

- (1) 点呼による確認の方法
- (2) 補助者が、運転者に正常運転をできないおそれがあること等を確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応について安全運転管理者から指示を受け、又は、安全運転管理者が運転者に対して、直接、運転中止等の指示を行うよう措置すること。

また、安全運転管理者が補助者を介して必要な指示（正常運転をできないおそれ等がある運転者に対して行うものを除く。）を行う場合には、事前に必要な指示の内容について補助者に伝達するなどして明らかにしておくことが必要である。

5 点呼等の実施の記録

点呼による確認を行った結果については、点呼簿、チェック表、各種システムを活用するなどにより記録化に努めること。その際、必要な指示の内容についても、点呼簿等の備考欄等に付記しておくこと。

第3 酒気帯び確認についての留意事項(府令第9条の10第6号及び第7号関係)

1 業務の開始前後の運転者に対する確認

業務の開始前後の運転者に対する確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了後や退勤時に行うことで足りるものとする。

2 酒気帯び確認の方法

酒気帯び確認の方法は、原則、対面で行うものとする。ただし、直行直帰の場合その他対面での確認が困難な場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、次に掲げる対面による確認と同視できるような方法

で実施することができる。

なお、府令第9条の10第6号に規定する「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。

- (1) カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- (2) 携帯電話、業務無線、その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

3 アルコール検知器の性能等

(1) 性能

アルコール検知器は、告示に規定されている呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものとし、アルコールを検知して、原動機を始動することができないようにする機能を有するものを含める。

(2) アルコール検知器の常時有効保持

アルコール検知器は、その製作者が定めた取扱説明書に基づき、定期的に故障の有無を確認するなど適切に使用、保守及び管理の上、正常に作動する状態で保持しなければならない。

(3) 個人で購入したアルコール検知器

酒気帯び確認に使用するアルコール検知器は、原則、自動車の使用者が購入すべきものと考えられる。ただし、各事業所の個別の事情により、個人で購入したアルコール検知器を使用する必要がある場合には、安全運転管理者は(2)と同等の管理を行わなければならない。

4 他の自動車の使用の本拠における酒気帯び確認

同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の事業所において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、次に掲げる事項の全てが行われたときは、酒気帯び確認を行ったものとして取り扱うものとする。

- (1) 他の事業所の安全運転管理者が運転者の状態を目視等で確認した上で、他の事業所の安全運転管理者立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させること。
- (2) 他の事業所の安全運転管理者が、(1)の結果について、自ら、運転者が所属する事業所の安全運転管理者に対し、報告し、又は自身の立会いの下、運転者をして、電話その他の直接対話できる方法により、報告をさせること。

なお、酒気帯び確認の結果について報告を受けた、運転者が所属する事業所の安全運転管理者は、運転者が酒気を帯びていることを確認した場合には、自ら又は当該他の事業所の安全運転管理者を介して、運転者に対して運転中止等の指示を行わなければならない。

5 安全運転管理者以外の者が行う酒気帯び確認

酒気帯び確認は、原則、安全運転管理者が行うものとする。ただし、安全運転管理者が不在である場合、他の業務により酒気帯び確認を行う時間

を十分に確保できない場合など、安全運転管理者による酒気帯び確認を適切に行うことができないおそれがある場合には、補助者に行わせても差し支えない。この場合において、安全運転管理者は、あらかじめ補助者に対し、次に掲げる事項について指導・教育を行い、補助者が酒気帯び確認を行う場合であっても、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられるようにしなければならない。

(1) 酒気帯び確認の方法

(2) 補助者が、運転者が酒気を帯びていることを確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応について安全運転管理者から指示を受け、又は安全運転管理者が運転者に対して、直接、運転中止等の指示を行うよう措置すること。

6 酒気帯び確認の内容の記録

酒気帯び確認を行った場合は、次に掲げる事項について記録すること。

- (1) 確認者名
- (2) 運転者
- (3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 確認の日時
- (5) 確認の方法（対面でない場合は具体的方法等）
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項

第4 その他

1 事業者への周知

府令に定める安全運転管理者の業務について、適正かつ確実に行われるよう、安全運転管理者講習等の機会を通じて周知を図ること。

2 違反行為の検挙を契機とした安全運転管理者の選任の有無の確認等

業務中の飲酒運転等を検挙した場合には、その背後責任について徹底した捜査を行い、安全運転管理者の選任の有無やその業務の実施状況について確認を行うとともに、安全運転管理者等に対して飲酒運転等の防止を図るための措置の実施状況について報告を求め、必要な指導や広報啓発を実施するなど、事業者により飲酒運転等の根絶に向けた取組が積極的に行われるよう促すための措置を講ずること。

また、飲酒運転等の発生原因が、使用者が安全運転管理者等に必要な権限を与えていなかったこと等に起因する場合には、法第74条の3第8項の規定により、使用者に対して是正のために必要な措置をとるべきことを命ずること等について検討を行うこと。

3 安全運転管理者等の未選任事業所の一掃のための活動

交通指導取締り、交通事故処理等の各種警察活動を通じて、未選任事業所の発見に努め、発見の際は、適正に選任の届出を行わせること。